

令和 4 年 7 月

市川市議会臨時会会議録

令和 4年 7月 12日 開会・閉会

市川市議会

目 次

第1日 7月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（4件）	1
○出席議員（40名）	1
○欠席議員（2名）	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	3
○開会・開議	4
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	4
○会議録署名議員指名	4
○日程第1 会期の件	4
○日程第2 議案第11号 副市長の選任について	
日程第3 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて	
	（一括議題）
・提案説明	
市 長 田 中 甲	4
・質疑	
1. 創 生 市 川	
加 藤 武 央	4
市 長 田 中 甲	
2. 公 明 党	
宮 本 均	6
經 済 部 長 小 塚 眞 康	
市 長 田 中 甲	
○採決（議案第11号、報告第20号）	
・同意（議案第11号）	10
・承認（報告第20号）	10
○休憩	10
○開議	10
○日程追加 発議第3号 守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について	
・可決	11
○閉議・閉会	11
○会議録署名議員	12

第 1 日

令和4年7月12日（火曜日）

令和4年7月市川市議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年7月12日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 議案第11号 副市長の選任について
- 第3 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 議案第11号 副市長の選任について
- 日程第3 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程追加 発議第3号 守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について

出席議員 40名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作

秋	本	の	り	子
か	つ	竜		大
西	村			敦
宮	本			均
中	山	幸		紀
石	原	よ	し	の
加	藤	武		央
稲	葉	健		二
越	川	雅		史
大	場			諭
堀	越			優
か	い			勉
松	井			努
竹	内	清		海
松	永	修		巳
岩	井	清		郎

欠席議員 2名

松	永	鉄	兵
荒	木	詩	郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
代	表	菅	原	卓	雄
教	育	田	中	庸	惠
危	機	水	野	雅	雄
広	報	麻	生	文	喜
総	務	植	草	耕	一
中	核	鹿	倉	信	一
企	画	小	沢	俊	也
財	政	稲	葉	清	孝
情	報	佐	藤	敏	和
文	化	森	田	敏	裕
市	民	小	泉	貞	之
経	済	小	塚	眞	康
観	光	関		武	彦
福	祉	立	場	久	美
こ	ど	秋	本	賢	子
保	健	二	宮	賢	一
					司

環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	板 垣 道 佳
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

会 議

午前10時2分開会・開議

○松永修巳議長 ただいまから令和4年7月市川市議会臨時会を開会いたします。

○松永修巳議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○松永修巳議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、国松ひろき議員及び石原よしのり議員を指名いたします。

○松永修巳議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期の臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第2議案第11号副市長の選任について及び日程第3報告第20号専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第20号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって報告第20号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第11号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

副市長の選任につきましては、市政の円滑な運営を図るため、現議会事務局長の松丸多一を新たに副市長に選任いたしたく、市議会の同意を求めため提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和4年7月13日から令和8年7月12日までといたします。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松永修巳議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

創生市川、加藤武央議員。

○加藤武央議員 まずは、私からも安倍元総理に対し、心より御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、通告どおり質疑させていただきます。

まずは、議案第11号についての(1)副市長候補者の選任に至った経緯についてです。

今回提案された副市長候補者人事案件ですが、市川市は、平成20年6月末に2人の副市長が任期を残した状況の中で突然に同時に離職した結果、3か月後には1人体制となった経緯がありました。さらに、平成26年9月定

例会では、4月から1人体制が6か月間過ぎている状況は条例違反であると指摘し、すぐに2人体制に戻していただきたいと私は指摘をさせていただきました。結果、市川市側としては「2人とする」から「2人以内とする」と条例を改正し、現状の副市長の1人体制は違反していないとのことでした。呆れましたよ、これは。こんな早くできるんですね。そういった状況を鑑みると、今回の副市長候補者の人事案件は、平成20年6月末に2人の副市長が辞職された状況に似ていると私は思っています。

そこで質疑しますが、まずは副市長候補者の選任に至った理由について、田中市長の考え方をお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 加藤議員の御質疑にお答えをいたします。

私が大変お世話になりました前副市長、大津氏が7月1日で退職されたということを受けまして、議会事務局長の松丸多一氏を候補者とさせていただきます。副市長という職は市政全体を見る必要がありますので、市政に関する幅広い見識が求められる職であるということを確認しております。松丸氏につきましては、就任してから2か月半の私の中で、しっかりと目を見て受け答えをするお一人でありました。また、本市の職員として、これまでに法務課長、危機管理監、教育次長、議会事務局長などを歴任し、非常に幅広い行政分野を経験していることから適任であるという判断をいたしました。

また、選任に当たりましては、議長、副議長に御相談を申し上げ、この方に決定すべきであると私が判断させていただいたものであります。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 田中市長、ありがとうございます。大変に素晴らしい人事案件であると私も確信しておりますので、ぜひとも松丸副市長候補の選任に対しては理解させていただきます。

次に、副市長の1人体制を見直す考え方についてです。私は過去に何度も取り上げお願いしていますが、市民50万人の市川市には、副市長職の2人体制は必須であると思っております。これだけ大きくなった市政の円滑な運営を図り、市民が市政の主役を目指すためにも、市川市として早急にさらに1人の副市長人事案件を提出していただきたい。

そこで質問しますが、副市長のさらなる1人体制を見直す市長の考え方をよろしく願い申し上げます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 繰り返しになりますが、4月22日の就任後、副市長1人体制ということで、これまで市政運営を行ってまいりました。今般、前副市長の大津氏が退職され副市長不在という状況になっておりますので、市政の円滑な運営を図るために副市長の選任について議会の同意をいただく提案をさせていただいたものであります。

また、御質問に対しましては、いずれは副市長2人体制でいきたいというふうに考えておりますので、本日議案となりました副市長の同意がいただければ、もう1人の副市長選任についてはなるべく早く判断をしてまいりたいと考えております。もう1人の副市長につきまして、可能であれば市川市に必要とされる課題に対応できる官庁から人材を検討したいと思っております。

以上です。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 どうもありがとうございます。御答弁ありがとうございます。

そうすると、市長としては本日副市長候補者の人事案件が採択されれば、もう1人の副市長の選任を目指していただけるんですね。よろしいですね。はい、ありがとうございます。

そして、市川市に必要となる課題に対応できる官庁からの人材を検討したいとのことでした。私も市長の御答弁はすばらしい考え方とっております。例えば、私自身何度も市内の下水道の普及率問題を定例会で取り上げ、例えば、平成23年度の普及率は67.6、平成28年度には72.6、そして令和3年度は76.8%と、約10年たってもやっと10%の進捗率ですよ。これはあくまでも、私が何度も取り上げているんですが、都市計画道路を完成した後には下から下水道を整備するのであると。また、外環道がなかなかできないので、これが完成したらさらに増えていきますよといつも答弁をいただいて、そのためになかなか進んでいかなかったんですよ。ですから、この状況の中で、下水道の普及率は文化のバロメーターなんですよと。その中で14号から向こうは原木方面から、信篤地区から若宮から南大野、柏井、若宮、その辺ですよ。普及率ゼロだったんですよ、やっと改善して私の近くでも改善してきておりますが、まだまだ14号とこちらの差は大きく差がありますので、その中でまだ76.8%の状況なので、ぜひともこの状況を改善するためには都市計画道路整備も必要なんです。さらには、その下水道整備には必ず必須事業だと私は思っておりますので、できれば官庁と言わず、国土交通省関係者からの副市長人事も考えていただきたい、このことを強くお願い申し上げます。

それでは最後に、副市長の職の定数に関する条例については、私はこれを「2人以内とする」から「2人とする」と条例を改正する考え方について、まずはお聞かせください。よろしく申し上げます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 加藤議員が御指摘のとおり、本市は50万都市として課題が山積していることから、副市長は2人体制が望ましいと考えておりますので、前向きに検討してまいりたいと思います。私としては、課題に対応できる官庁の都合もお聞きした上で、状況が整いましたら皆様方にお諮りをさせていただきたいと考えているところであります。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。

この質問に対してはまとめさせていただきますが、議案第11号については大変すばらしい人事案件であり、この議案が同意された後には、約50万人の市川市民のためにも全力で新たな副市長が活躍されることをお祈り申し上げます。

そして、副市長職の職員、そして外部から、この両方、職員側、外部側からの2人の副市長体制、ぜひとも目指していただきたい、このことも強くよろしくお願い申し上げます。

そして、直近ですぐ決まってしまったんですが、今現在の「2人以内とする」では、1人体制を複数年度を経験してしまい、1人が辞めたから3年も2年も平気で過ぎても結構ですよということになってしまいますので、私は今回はぜひとも「2人とする」に見直していただいて、その間3か月あろうが6か月あろうが、その間は1人でもいいですよ。ぜひともすばらしい、状況が変化しないで、少しでも早く2人体制にさせていただきたい。このことを目指していただきたいということを要望して……。要望じゃないですね、質疑ですからね。よろしくお願い申し上げます。

私の質疑は以上で終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 公明党、宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。それでは、通告の順に従い、初回から一問一答で質疑を行います。

まず、報告第20号、被災農業者災害見舞金についてであります。こちらは専決処分で行われていることですけれども、2点お伺いをいたします。

降ひょうによる農家の被害状況、見舞金の積算根拠、こちらについては2つ同時に答弁お願いいたします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

6月3日に発生した降ひょうによる農家の被害状況につきましては、6月7日から6月30日にかけて、JA市川と協力し、市内のJA市川組合員274軒及び組合員以外の農家67軒、計341軒の農家に対しまして被害状況アンケート調査を実施いたしました。JA市川から7月4日時点の組合員の回答状況で、組合員全体の約6割に当たる168軒の農家に被害があった、また、被害を多く受けた地区は柏井町や大野町など、主に市内の北東部との報告がありました。今回のひょう被害見舞金の対象となる農家は、令和元年の台風被害を受けた農家に対し見舞金を支給した事例を踏まえまして、令和3年中における農業収入が50万円以上である販売農家とし、289軒といたしました。また、1軒当たりの見舞金額5万円の根拠につきましては、市川市事業者災害見舞金支給規則において見舞金額は5万円を上限と定めておりますことから、今回のひょう被害につきましても大きな被害と捉えて上限である5万円といたしました。

以上のことから、支給総額の積算につきましては、見舞金支給農家数を被害状況アンケート調査の結果、約6割の農家から被害があったとの回答を参考に、対象農家289軒の6割、約180軒と見込み、1軒当たりの見舞金額を5万円として今回の補正予算額を900万円といたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 どうもありがとうございました。

まず、被害状況に関しましては、降ひょうのあった多分翌日ですか、市長自ら情報発信して直ちに調査に入っているというのは私も存じております。また、JAさんとの協力で、被害状況についてはほぼほぼ正確に把握をされているかと思えます。また、積算根拠につきましては、答弁でよく分かりました。5万円が上限というのも分かりました。また、専決処分にしたという判断に関して、こちらは私は本当に素早く、これは見舞金ですから遅れてはやっぱり意味がどんどん薄れてしまうので、直ちに行ったというのは正しい判断かと思えます。

それでは、次の質疑でございます。議案第11号です。

まず、今回議案質疑、副市長の選任ということではあるわけですが、副市長選任または副市長を退職、これは市長に与えられた権限でございます。ですから、私自身、今回の人事案件に関しましては基本オーケーでございます。全然問題は感じておりません。ただ、どうして今回副市長の選任に至ったか、その理由はぜひ知りたいところではあります。私たちが、市長がどういうお気持ちで今回選任に至ったのか、今のところそれを知るすべというのは市長が行いました記者会見の様子の記事、ちょうど7月8日に4社からそのときの記事が出ております。そこからいわゆる推測をするしかない状況です。

これは、新たに選任すること自体は問題ないわけですが、選任に至るまでのいわゆる経緯、6月定例会が始まる前には副市長がいらっしゃいました。市長が当選されて、私、最初は2人の副市長が同時にもしかしたら辞職するんじゃないかなと思ったんですが、お1人残って引き続きやるということで、実際の実務上のことは当然副市長がやるべきことではございますので、ちょっと安心したんです。定例会が終わる頃、終わる直前、直後ですか、辞職ということで、正直非常に驚いておりました。なぜ短期間で、こうも副市長の存在というか変わってしまったのか。その辺が分かれば今回の選任に関しても同意ができるのではないかと考えております。

まず、今回の人事案件、選任に至るまでのこの背景というものを直接市長からお聞かせ願えればと思います。

また、これからの市政運営において副市長、今選任前ですけれども、その方に期待することってどういうお気持ちなのか、まずこの2点についてお聞かせ願えればと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 宮本議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、本来全ての議員の皆様へ説明を申し上げるところ、記者会見というものが先になりまして、宮本議員がおっしゃるように新聞報道でしか把握ができないという状況になりました。今回御質疑を受けまして、議場という場で説明の機会をいただきましたことにつきまして、改めて議員に感謝を申し上げます。

私が4月22日、市長に就任した際、大津前副市長から辞職願が提出されました。このときは、私からは安定した市政をしっかりと進めていきたいと、お力をお貸しいただきたいとお話しし、大津前副市長から、田中市政の船出を見届けることが私の役目であると、全力で頑張ると言っていました。そのような会話を持つ中で、辞職願は預かりということにいたしました次第であります。以来、全力で市政運営を支えてくださった大津前副市長には、今でも心から感謝をしております。

その一方で、今回辞職願を受理したその経緯、至った理由についてであります。6月定例会において、大津前副市長は議員に関わるパワーハラスメント問題について行き過ぎた点があったことをお詫びいたしました。私はこの姿勢に感謝をし、この問題をまとめていく上で協力してくれていると心から思った次第であります。しかし、その後、6月27日、大津前副市長は報道機関に宛てて御自身の名前で、職員の申告内容は事実に基づくなどと文書を発表いたしました。実は、この発表に至るまで私との話合いがありましたが、大津前副市長は、腹はできています、この文書を出すことに強い思いを持っておられました。残念ながら、私の望んでいたことは異なっていたということをお知らせしなければなりません。

具体的には、出された文書の中に、事実関係の公表に向けて十分な証拠や手続に基づいていない中で行われていたこと、また、誇張があったことについて謝罪したものでありますと書かれていますが、私は申し上げたい。議員に対して、証拠がなく、そして誇張があったということで、このような問題を提起してはならない、あつてはならないというふうに思っています。議員の皆さんは選挙によって洗礼を受け、そして市民の信託を受けている方々で、繰り返しになりますが、十分な証拠がなく誇張された文書が私にとっては許されないものであるからです。パワーハラスメントの要件については、繰り返し執拗にという部分がございますが、それに関しては、私は断定できるものではないというふうに思っています。その考えの下で、再度大津前副市長と話合いをした上で、お預かりしている辞職願を受け取ることにしますと申し上げたのが一連の流れでございました。

私は、心からこれからの市川市政においてパワーハラスメントが疑われるようなことがあってはならないというふうに思っています。そのようなことがありましたが、この2か月半、私を支えてくれた大津前副市長に、通例にはなっていますが、感謝状の贈呈も衷心からお渡しをさせていただいたところです。長くなりました。

その上で、本日副市長選任について議会の同意をいただけましたら、新副市長とともに、市民目線、現場主義を貫き市政運営を行ってまいりたいというふうに思っています。また、この際申し上げますが、今後記者会見で議会に関する事などお話しをした場合には、議員の皆様方にもお伝えすることを心がけてまいります。

以上です。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 答弁ありがとうございました。

記者会見の中で話されたこと、かなり話していただきました。直接お聞きいたしました。ただ、どうしてもこの新聞を見ますと、例えば「大津氏事実上の解任」となっちゃっているんですね。今その経緯については直接聞いたわけですが、ただ、その前に副市長の役割は何かと考えたときに、市長のときには盾となったり、またあるいは矛になることだと私は思っております。副市長とのやり取りの中で、市長と副市長のいわゆる大きな相違は何かと思っております。大津副市長、役職で副市長ですが、いわゆるパワハラ被害を受けたということをお話で答弁をなさっている方でもございます。副市長であると同時に、私はパワハラ被害を受けたという答弁を行っている方でもあります。これは同時にそういう2つの立場が存在いたします。

市長が望んだものと違う一番大きな相違は、パワハラがあったかどうか、私の聞き間違いかもしれませんが、市長は、ここはまだ明確になっていないというお考えなのでしょう。理事者側の答弁、これは議会の側も理事者の方も議会の中で度々発言されていることですが、理事者側の答弁というのは非常に重いものであると。数字1つにしても、間違いがあれば直ちに訂正をかけて正しいものにする、それは普通に行われているものでもございます。多分、大津副市長も、自分の答弁も、いわゆる報道と同じように、いわゆる誇張されたものになるのが、私は多分耐えられなかったんじゃないかなと思います。ちょうどたまたまですが、私、大津副市長と年齢が一緒です。昭和の30年代生まれです。そうしますと、まだあの当時、昭和の時代に社会人になって暮らしてきたわけですけども、まだ昭和の時代というのは、いわゆる誇りとか矜持とか、まだまだ色濃くあった時代です。そう考えますと、大津副市長の副市長としてのお仕事と、御自身が理事者としての答弁、この2つ、多分もう30年以上お勤めで来ておりますから、いわゆる公務員、職員、最後に副市長としてのいわゆる矜持の部分が、どうしてもここは譲れない、そういった部分ではなかったのかなと思います。

市長の答弁で、大津副市長との大きな違いの点、ここは今確認ができました。さらにちょっと新聞記事のところですけども、市長が残念ながら私の望んでいたことではなかったという発言、先ほどの答弁にもございましたが、そこで、市長が覚悟がおりますかということも言った上での副市長名の、あれは抗議文でしたね。私は副市長名だったんで最初はちょっとおかしいなっていう気はしたんです、拝見したときに。どういうやり取りがあったのかは答弁で確認ができました。その点はありがとうございます。

ただ、もう1点言いますと、市長のほうからパワハラ禁止を庁内で徹底したい、これは当然なんですけども、なおかつ当該議員のほうに議員立法で条例をつくったらどうですかという御提案もされています。これは防止には役立ちますが、やはり今議会で延々されているのはパワハラがあったのかなかったのかということではないかなと思います。これに関しては、今もう確認するすべがないんですけども、大津副市長のほうからパワハラ被害があったという答弁がございました。この答弁自体が虚偽なのかどうか、これは今分からない状態です。

翻って、田中市長はこの問題に関しては、実は第三者の立場におられる方です。今までは当事者の一方でしたから、なかなか本当のところが見えてこないという部分があったかと思えます。これは私、田中市長だからこそ、今回このパワハラ防止も含めて、選任、副市長を新たにされるわけなので、ぜひそういったパワハラの問題も積極的にやっていただきたいと思っているんですが、この点については市長、今どのようにお考えでしょうか。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 大変に核心の部分の質疑が続いておりますので緊張しておりますが、私も本当に本音できっちりと皆さん方にお伝えしたいというふうに思います。

まず、私の中では、パワーハラスメントがあったかないかという話は、正直言って明確に分かりません。その部分は、4月22日から就任したものでありますから御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目は、4年半前から市川市政の場合に市長のいない副市長体制というものがありました。先ほど申し上げましたが、やはり選挙の洗礼を受ける、議員の皆さん方、また私市長もそうですが、大変に重要なことであって、そういう社会の市民の皆さん方の厳しさをしっかりと身に受けて議員バッジをつけていらっしゃる立場と、30年以上も経験があるとはいえ、市の職員としていらした方が副市長になるという立場はおのずと違うというのが私の持論であります。

さらに、私がちょっと越権の行為をしてしまったと反省している点は、議員立法で、どうかこれから市川市政でパワーハラスメントが起きないように防止条例というものを御出しになられたらいかがかということをお願いしたのは、私の立場で本来は申し上げることではありません。ただ、国会時代に虐待防止法案や風営法

の改正など自分の事務所を中心に法案をつくって提出する、そういう経験が若干ありましたので、議員の皆さん方の立場というのは本来そういうことができる権利をお持ちになっているわけでありまして、市川市政、市民のことを考えたときに、そういうような動きが生まれてくるというのではないかなと、そんな思いをお伝えしたということがございました。

質疑の答弁になっていないかもしれませんが、これからの市政においてそのようなことが、例えば、上司が部下の職員に対して、あるいは、もちろん市長、私の立場や、あるいは副市長の立場から職員に対して、議員の立場から職員の皆さん方に対して、そのような様々な角度でのパワーハラスメントというようなことが疑われる行為がない市川市政というのを強く望んでおります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。

やはりこの新聞記事だけで、市長の行われました今回の一連の副市長の選任なんですけども、例えば、市民の方の受け取り方、また市川市の職員の方の受け取り方、我々議員の受け取り方、それぞれ違うんですね。どうしても詳しい事情も分からなければ、新聞記事だけの情報で、それぞれ皆さんがやっぱり思ってしまうんですね。今回、市長のほうがかつと答弁をされたんで、私のほうは疑問に思ったことがほぼ解消はされました。これは本当にありがとうございます。選任に関しては、私は人物的にも問題ないと考えております。

議案質疑ですから、これ以上だとちょっと質疑の範疇を超えますので、質疑は以上で終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号及び報告第20号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号副市長の選任についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

これより報告第20号専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんね。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お手元に配付のとおり、中山幸紀議員ほか4名から、発議第3号守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてが提出されました。

お諮りいたします。この際、発議第3号については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、審議することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって発議第3号については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

発議第3号守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第3号守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員に対し、自ら市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんね。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

鈴木雅斗議員に対する除斥を解除いたします。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年7月市川市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時33分閉議・閉会

